

調達管理番号・案件名
25a00166_オマーン国ネジド地域における農業開発計画プロジェクト(コストシェア技術協力)

質問と回答は以下のとおりです。

2025年10月10日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	7	3. その他の留意点 ※特殊傭人費・・・	「特殊傭人費(一般業務費)での傭上は不可。・・・特殊傭人(通訳)はオマーン政府が直接契約する想定です。」とありますが、本件業務に係るとどのような内容を対象とした業務であっても、特殊傭人費を一般業務費で計上することは不可であると理解してよろしいでしょうか。	特殊傭人費は一般業務費の一部ですが、特殊傭人(通訳/プロジェクトスタッフ、計2名、プロジェクト期間貼り付き予定)はオマーン政府で直接契約するため、本プロジェクトでの計上は想定されていません。 現地業務従事者の配置を提案する場合には、それに係る費用は、直接人件費での計上もしくは共同企業体構成員としての構成をご検討ください。
2	7	3. その他の留意点 ※特殊傭人費・・・	「特殊傭人費(一般業務費)での傭上は不可。・・・特殊傭人(通訳)はオマーン政府が直接契約する想定です。」とありますが、プロポーザルにおいて、これらの傭人が行う業務以外を担う特殊傭人を提案する場合、別提案・別見積で計上可能でしょうか。	別提案・別見積で計上することはできません。 現地業務従事者の配置を提案する場合には、それに係る費用は、上限金額の範囲内で直接人件費での計上もしくは共同企業体構成員としての構成をご検討ください。
3	7	3. その他の留意点	一般業務費の計上について、その内訳の計上可否について、特殊傭人費以外の記載が確認できないように思います。便宜供与にない資料翻訳料、国内航空券、最終成果品印刷費などの見積もり計上は可能でしょうか。	資料翻訳料、対象国内航空券はオマーン政府が直接手配、支払いを行う想定です。ついては、見積もり計上頂くことはできません。 最終成果品印刷費については、本見積に計上してください。 また、移動時の通信手段の確保に必要なWi-Fiもしくは携帯のデータ通信に係る費用等についても本見積に計上してください。
4	7	3. その他の留意点 ※特殊傭人費・・・	「特殊傭人費(一般業務費)での傭上は不可。・・・特殊傭人(通訳)はオマーン政府が直接契約する想定です。」とありますが、両者にかかる費用(国内航空賃、通信費、宿泊費、日当)は、本見積に計上する必要がありますでしょうか。	特殊傭人係る費用(国内航空賃、通信費、宿泊費、日当)はオマーン政府が直接契約、支払いを行う予定です。ついては、本見積における計上は不要です。
5	7	3. その他の留意点	特殊傭人は傭上が不可とのことですが、事務所運営において秘書による事務支援は効率的な業務実施には必要と考えますところ、秘書の計上可否、または便宜供与いただけるかをご教示お願いいたします。	通訳及び秘書業務を含めた現地要員(通訳/プロジェクトスタッフ、計2名、プロジェクト期間貼り付き予定)はオマーン政府が直接契約する想定です。ついては、秘書の計上は不要です。

6	11	「2.(1)プロジェクトの活動に関する業務」全体	JCCやその他のセミナー・ワークショップにおいて、参加予定者(カウンターパート、民間企業、生産者)の交通費、宿泊費、日当等は、本見積に計上する必要がありますでしょうか。	JCC,その他セミナー、ワークショップにおける必要なアレンジ、経費につきましては、オマーン政府が直接契約を行う予定です。ついては、本見積における計上は不要です。
7	11	「2.(1)プロジェクトの活動に関する業務」全体	カウンターパートの業務(JCC、セミナー、ワークショップを除く)にかかる国内航空賃、宿泊費、日当等が必要となる業務を提案する場合、本見積に計上可能でしょうか。	質問6の回答と同じです。
8	12	活動2-4:作物ポートフォリオの改訂	「作物の絞り込みにあたっては発注者と協議の上決定」とあるが、オマーン政府との協議は必要ないのでしょうか。	オマーン政府とも協議を行い、最終的な対象作物を決定する予定であるため、オマーン政府との協議は必要となります。
9	13	活動3-4:オマーン農漁業水資源省と投資家とのネットワーク構築	活動3-4のネットワーク構築の為にイベント開催に関し、本業務では施策案の提案のみで、実施は行わないという理解でよろしいでしょうか？実施する場合、関連経費の計上は可能でしょうか。	受注者には施策案をご提案頂き、かつ、イベントの実施を行って頂くことを想定しております。提案及び実施にかかる人月は計上頂きますが、関連経費(直接経費)は、オマーン政府で負担、支出致しますので、これにかかる経費の計上は不要です。
10	13	活動3-5:ローリングプラン更新に係るマニュアルの策定 活動3-6:投資家向けガイドラインとロゴの作成	活動3-5、3-6のマニュアル、ガイドラインの現地でのハード版の作成を想定する場合、その作成および活動3-6ロゴの作成についての経費計上は可能でしょうか。	マニュアル、ガイドラインの印刷費については、必要に応じオマーン政府が契約を行うため、計上は不要です。また、ロゴ作成後、同ロゴを印刷する必要があるれば、同経費もオマーン政府が直接支出することを想定しているため、計上は不要です。

11	13	活動3-3:中核企業と家族経営の農業従事者とのネットワーク構築	活動3-3に記載の中核企業はどのように定義されていますでしょうか。脚注5によると、流通過程の仲介業者とも読み取れますが、そうなりますと活動3-2と類似してくるように思います。この点の違いについてあらためてご説明をお願いいたします。	特に3-3につきましては、現状稼働している生産・集積・パッケージングなどを行いフォーマルマーケットにアクセスをもっているアクターを指し、比較的短期間で関係を構築し家族経営の農業従事者をフォーマルマーケットに繋げることを意識しています。これに対して3-2はネジドで建設が始まった集荷・加工団地のバイヤーとのより一般的な関係構築の枠組みの事を指しています。
12	22	投入(インプット) 1)日本側 P32	P32では、MM投入が47MMとあります。一方P22では合計47P/Mのうち現地業務は36P/Mとあります。P22の指示に則り国内MMが11P/Mという理解であっていますでしょうか。あるいは、現地と国内MMの提案は、合計47MMのうち柔軟な提案が可能でしょうか。	合計47人月のうち現地業務は36人月、残り11人月が準備・整理業務を想定していますが、人月内訳の柔軟な提案は可能です。
13	30	別途オマーン政府より調達されるローカルコンサルタントの業務内容	オマーン政府より調達されるローカルコンサルタントの業務内容について、TORは受注者が作成すると記載されています。契約期間や要員の構成などについても、プロポーザルに記載するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
14	31	2)業務経験分野等	「対象国及び類似地域:オマーン国(20年以内のネジド地域の経験を高く評価する)及び湾岸地域及び全途上国」との記載がございます。一方で「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2025年8月)」のP18以降には「過去10年までの類似案件を対象」と記載があります。本事業では「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」および「3. 業務従事予定者の経験・能力」において、過去20年までの類似経験を対象に記載してもよいのでしょうか。	本案件に限り、オマーン国ネジド地方での経験を過去20年に遡って評価します。その他の経験も、本案件に限り、同様に過去20年に遡って評価します。
15	31	(3)業務従事予定者の経験、能力 2)業務経験分野等	「対象国及び類似地域:オマーン国(20年以内のネジド地域の経験を高く評価する)及び湾岸地域及び全途上国」とありますが、様式4-5その2及び様式4-5その3は通常過去10年までの案件を対象とするところ、過去20年以内の案件を記載可能という理解でよろしいでしょうか。また、オマーン国以外の過去10年以上20年以内の類似業務も記載可能でしょうか。	質問14の回答と同じです。

16	31	(1)コンサルタント等の法人としての経験、能力	「対象国及び類似地域：オマーン国(20年以内のネジド地域の経験を高く評価する)及び湾岸地域及び全途上国」は、(1)コンサルタント等の法人としての経験、能力の類似業務の経験にも適用されるでしょうか。	適用されます。質問14の回答も併せてご参照ください。
17	31	(1)コンサルタント等の法人としての経験、能力 2)業務実施上のバックアップ体制等	本案件は現地リソースを特殊傭人や現地再委託で計上できませんが、現地ネットワークとして現地研究機関やローカルコンサルタントから支援を受ける体制を記載しても問題ございませんでしょうか。	問題ございません。
18	32	「2. 業務実施上の条件」 「(1)業務工程」	「本契約の事業実施状況によっては、オマーン政府からの入金がスケジュール通りに実施されない場合も起こり得ます。そのため、本契約の受注者は、事業計画に沿った、確実な事業実施が求められます。」とありますが、事業計画に沿った実施がなされたにも関わらず支払いが遅れたり、事業が完了したにも関わらず先方政府からの支払いが速やかになされなかったりした場合には、JICAとしてどのような措置を取る予定でしょうか。	JICAとして、速やかに入金するようオマーン政府に対し督促を行います。 なお、支払期日までに支払われない場合、元本金額に対し、支払期日以降、年5%の利息が発生し、延滞金も追加で支払うことがオマーン政府との契約上決められております。
19	33	(5)対象国の便宜供与	車両レンタカーと通訳の配置を便宜供与で認めていただいています。一方で、業務運営上、タイムリーな車両手配や団員の現場訪問などのスケジュールにあわせた柔軟な通訳(複数)の手配などが期待できますでしょうか？また、車両の運転手雇用やガソリン費用も顧客提供という理解でよろしいでしょうか？	オマーン政府が傭上する特殊傭人は通訳/プロジェクトスタッフ計2名(プロジェクト期間貼り付きを予定)を予定していますが、それを超える通訳等の追加が必要な場合には、前広にオマーン政府との調整が必要となります。 オマーン国内における運転手雇用・ガソリン代等を含む移動手段は基本、オマーン政府の提供となります。
20	33	(5)対象国の便宜供与	「7 車両(レンタカー)」は便宜供与が「有」と記載されていますが、業務実施期間全体を通してレンタカー借上費、燃料費、メンテナンス費、運転手の日当・宿泊費・残業代は、本見積に計上する必要がありますでしょうか。	質問19の回答のとおり、オマーン国内における交通手段に関しては基本、オマーン政府の提供となるため、本見積への計上は不要です。
21	36	(9)その他留意事項 2)	「一般業務費のうち便宜供与がある項目、機材費等、現地で発生する経費は基本的にはオマーン政府が直接支出することになっています」とありますが、報酬の他旅費、日当宿泊などの経費は通常通り「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」に則って積算し、JICAを通じた精算になるとの理解でよろしいでしょうか。	業務従事者の報酬及び旅費(国際航空賃・日当・宿泊費)については、ガイドラインに沿って本見積に計上してください。

22	32	(4)配布資料/公開資料等	(追加)	以下の配布資料を追加します。 希望する方は、下記担当までメールでご連絡ください。 Groundwater Model Najd Final Modeling Report V18.pdf 【取扱注意】02-al 250922 Statistics on agriculture livestock and fishery products in Oman.xlsx 【取扱注意】02-bl 250922 Production by Governorate 2016-2024.xlsx 【取扱注意】02-cl 250922 Trade vaue of commodities 2022-2024.xlsx 中東・欧州第2課 7rtm2@jica.go.jp ※メールの件名に【オマーン配布資料希望】と記載してくだ さい。
----	----	---------------	------	---

以上